

歯科材料 01 歯科用金属
管理医療機器 歯科非鋳造用チタン合金 (70795000)

ネオチタンワイヤー

【禁忌・禁止】

本合金又は類似成分の合金に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：山八歯材工業株式会社
電話番号：0533-57-7121
FAX 番号：0533-57-1764
e-mail：box@yamahachi-dental.co.jp
製造業者：山八歯材工業株式会社

＊【形状・構造及び原理等】

1) 形状、構造

- ①形状：直線状
- ②断面：円形

2) 寸法

種類	直径	長さ
φ 0.7	0.7mm	2m
φ 0.8	0.8mm	
φ 0.9	0.9mm	
φ 1.0	1.0mm	

3) 成分・分量

成分	分量 (W/W%)
チタン	80.5
モリブデン	10.8
錫	8.7

＊4) 仕様

引張強さ	700MPa 以上
伸び	8%以上

【使用目的又は効果】

歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いる。

【使用方法等】

- ①石膏模型上で義歯作製のためのワックスアップ時に、本材を所定の形状に加工する。
- ②ワックスを流蟻後、義歯床材料を充填して、重合硬化させる。
- ③出来上がった義歯を形態修正し、表面を研磨して仕上げる。

【使用上の注意】

1) 使用上の注意

- ①本材を含む歯科修復物を研磨する際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ②床義歯作製の際には義歯床材料とは物理的に結合するようにし、脱落、誤飲を避けること。
- ③脆くなることがあるので、本材を 400～500℃にて保持しないこと。脆くなった場合は、850℃まで熱し、急冷すること。
- ④本材の使用前、使用中に不具合が生じた場合は、使用を中止すること。
- ⑤本材を含む床義歯を落下などで破損した場合は使用を中止すること。
- ⑥破損の原因ともなるので、過度の角度での使用は避けること。

2) 重要な基本的注意

- ①本材の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症状があらわれた患者には、使用を中止し、医師の診断を受けさせること。
- ②本材又は類似成分の合金に対して、発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある術者は、手袋などを用い、直接本材に触れないようにすること。
- ③本材の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症状があらわれた術者は使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- ・ 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。